

船舶事故等調査報告書

平成24年1月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第53号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成23年8月30日 15時00分ごろ	
発生場所	岩手県久慈市久慈港東北東方沖 久慈市所在の久慈牛島灯台から真方位74.5° 2.6km付近 (概位 北緯40° 17′ 東経142° 08′)	
事故等調査の経過	平成23年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第三十六 ^{ほくよう} 北洋丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	AM2-5576（漁船登録番号）、有限会社金丸漁業	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士 甲板員A、操縦免許なし	
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員2人が乗り組み、久慈港東北東方沖でいか釣り漁の操業中、甲板員Aが‘船首から左舷側5番目の自動いか釣り機の釣り糸’（以下「本件釣り糸」という。）の絡みを直す作業を行っていた際、本件釣り糸の下端に取り付けていたおもりがなくなったことが分かった。</p> <p>甲板員Aは、本件釣り糸を巻き上げようとして本件釣り糸が巻かれたドラムを手動で急激に回したところ、平成23年8月30日15時00分ごろ、本件釣り糸に取り付けていたいか釣り針が飛び跳ね、顔面に当たった。</p> <p>船長は、消防機関に連絡したのちに久慈港に入港し、甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、右角膜裂傷、右鼻筋断裂及び右涙管断裂と診断された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約7.0m/s</p> <p>海象：波高 約50cm、うねり 南東約1m、視程 約10km</p>	
その他の事項	いか釣り針は、長さ約10.5cmのプラスチック製の外装筒体にステンレス製の傘針束が付いた物であった。	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、久慈港東北東方沖において、いか釣り漁の操業中、甲板員Aが、本件釣り糸の絡みを直す作業を行っていた際、おもりのなくなった本件釣り糸が巻かれたドラムを手動で回したことから、本件釣り糸に取り付けていたいか釣り針が飛び跳ね、顔面に当たり、負傷したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、久慈港東北東方沖において、いか釣り漁の操業中、	

	<p>甲板員Aが、本件釣り糸の絡みを直す作業を行っていた際、おもりのなくなった本件釣り糸が巻かれたドラムを手動で回したため、本件釣り糸に取り付けていたいか釣り針が飛び跳ね、顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
--	---